福島県営農再開支援事業

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っておらず、 農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、福島県に基金を造成することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進 捗に応じて切れ目なく支援する。

福島県内

避難区域等

(目的)福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地 面積の6割の営農再開を図る。

〇 除染後農地等の保全管理

第1段階

第2段階

除染後から営農再開 までの農地等におけ る除草等の保全管理 に対する支援



- 鳥獣被害防止緊急対策 一斉捕獲活動の実施や大規 模な侵入防止柵等の設置に 対する支援
- 放れ畜対策 放れ畜捕獲のための柵の整 備等に対する支援



O 営農再開に向けた 作付実証

基準値を下回る農作物 生産の確認等のための 作付実証に対する支援



○ 避難からすぐに帰還しない農家の 農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時 的に行う管理耕作に対する支援

〇 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止 対策に対する支援

第3 段階 〇 新たな農業への転換

を対している。 経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な 機械・施設のリース導入等に対する支援





放射性物質 の吸収抑制 対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援

避

難

区

域

営

農

再

開

を

後

押



※その他特認事業 を措置